

## 1 令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜「本検査」における出願 手続の郵送対応について（中学校）

出願手続において、待機時間の短縮を図り、円滑な選抜業務を行うことを目的に、県立高等学校への出願書類等の提出方法を、志願者が志願校へ持参することに加え、提出期間前に郵送により提出すること等を可能とします。

については、出願書類の提出方法を下記のとおりとしますので、出願手続き等において遺漏のないよう適切に御対応願います。

なお、インターネット出願を実施する県立高等学校12校（千葉、千葉東、船橋、東葛飾、柏、佐倉、佐原、匝瑳、成東、長生、安房、木更津）及び市立高等学校3校（千葉、稲毛、柏）の計15校の全日制の課程においては、インターネット出願を原則とし、事情によりインターネット出願ができない場合に限り、下記の郵送等による出願を可能とします。ただし、インターネット出願を実施する県立高等学校においては志願者が出願書類等を持参して提出することはできません。（インターネット出願についての詳細は、今後発出される文書を参照のこと。）

記

### （1）出願について

出願のパターン

- ①郵送による出願（配達日指定の簡易書留）[令和6年2月1、2、5日]
  - ・個人で高等学校に郵送
- ②持参による出願[令和6年2月6、7、8日]
  - ・個人で高等学校に持参
- ③インターネット出願[出願書類等の郵送：令和6年2月6、7、8日]
  - ・県立高等学校12校（千葉、千葉東、船橋、東葛飾、柏、佐倉、佐原、匝瑳、成東、長生、安房、木更津）及び市立高等学校3校（千葉、稲毛、柏）の計15校の全日制の課程において実施。
  - ・事情によりインターネット出願ができない場合に限り、上の「①郵送による出願（配達日指定の簡易書留郵便に限る。）」を可能とします。ただし、インターネット出願を実施する県立高等学校においては、上の「②持参による出願」はできません。

※志願者及び中学校等は、出願書類の提出にあたって、不備がないように必ず確認すること。併せて、入学願書以外の提出書類等についても必ず確認すること。

### （2）郵送による提出期間及び提出方法について（インターネット出願実施校を除く）

- ① 志願者（インターネット出願実施校への志願者を除く。）は、出願書類等を、令和6年2月1日(木)、2日(金)及び5日(月)のいずれかの日を配達指定日として志願する高等学校の校長に郵送により提出する（令和6年2月5日(月)までに必着）。なお、郵送の際は、角形2号の封筒を使用し、入学願書については、折らずに封入する。
- ② 提出方法は、配達記録が残る「簡易書留」とし、封筒の表には「出願書類等 在中」と朱書きする。  
また、封筒の裏には、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記し、誤りがないことを確認する。

- ③ 志願者は、84円分の切手（料金改定があった場合は、改定後の料金分の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記したものを1通（受検票及び入学願書等受理証送付用）同封する。「千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」（以下「実施要項」という。）に記載のある選抜結果通知用封筒の提出は不要とする。（下記2の（1）参照）

### （3）インターネット出願実施校における提出期間等について

- ① インターネット出願を実施する県立高校12校（千葉、千葉東、船橋、東葛飾、柏、佐倉、佐原、匝瑳、成東、長生、安房、木更津）及び市立高校3校（千葉、稲毛、柏）の計15校の全日制の課程においては、実施要項に記載のとおり、出願書類等を、令和6年2月6日（火）、7日（水）及び8日（木）の正午まで必着で提出すること。
- ② 詳細については、別途通知する。

### （4）その他

- ・市立高等学校の志願手続の問合せについては、市立高等学校を所管する当該市教育委員会へ行うものとする。
- ・出願先の高等学校（インターネット出願を実施する県立高等学校を除く。）に持参により提出する場合は、入学願書等の提出に係る受付時間は、令和6年2月6日（火）及び7日（水）については、午前9時から午後4時30分まで、8日（木）については、午前9時から正午までとする。
- ・郵送での出願で、郵便事情等のため令和6年2月5日（月）を過ぎてしまう可能性のある場合は、中学校等をとおして、志願する高等学校に、その旨を必ず連絡すること。
- ・令和6年2月12日（月）までに受検票が届かない場合には、郵便事故や、志願者の出願忘れの可能性もあるので、13日（火）以降、中学校等は確実に把握し、在籍中学校等を通じて、当該高等学校へ問い合わせるなど、適切に対応すること。
- ・障害のある志願者の受検の配慮申請及び外国籍の者等で学力検査問題にルビ振りを必要とする志願者の配慮申請に係る特別配慮申請書については、令和6年2月5日（月）までに志願する高等学校の校長に提出すること。
- ・出願時に、実施要項に定められている出願書類等以外の提出を求める高等学校は、郵送での対応について、事前に志願する高校のホームページ等で知らせるので、必ず確認すること。
- ・コロナ対応で用いた健康観察シートの提出は不要。